

項目	内容等	損失の負担	
		町	指定管理者
物 価 の 変 動	管理運営費に係る物価水準の上昇		○
	不可抗力その他特別な事情が生じた場合において、甲が必要と認めるとき	○	
金 利 の 変 動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税 制 の 改 正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
関 連 法 令 の 改 正	①施設の設置基準、管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施設利用度の低下	施設の利用度が当初の想定を下回ったことによる利用料金収入の減少（管理運営の中断による場合を除く）		○
施設（設備）の損傷 <small>（損失には、修繕工事期間中のサービス提供に必要な施設の仮設経費等を含む。）</small>	①不可抗力（町及び指定管理者のいずれの責めにも帰しがたい暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地滑り、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象）によるもの	○ <small>ただし、町において必要と認められるときに限る</small>	
	②管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③日常的（小規模）修繕で修復できるもの （①及び②の場合を除く。）		○
	④大規模修繕又は改修を要するもの （①及び②の場合を除く。）	○ <small>要事前協議</small>	
備 品 の 損 傷	①町貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	②町貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③町貸与備品以外の物品で指定管理者が必要とするもの （所有は指定管理者に帰属）		○
支 払 の 遅 延	①町から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生	○	
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		○
周辺地域・住民及び施設利用者への対応	①周辺地域との協調に関するもの		○
	②施設の管理運営に対する利用者や地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	③その他	○	
指定管理者が行う自主事業との関係	①指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失		○
	②施設（設備）の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生じる損失		○
個人情報の漏洩	①町の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○

項目	内容等	損失の負担	
		町	指定 管理者
管理運営に係る事故 損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの (自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故、利用者からの預かり金品の毀損・紛失等)		○
	④その他	○	
第三者への賠償 指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、町が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④町が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	⑥その他	○	
保険への加入	①施設の設置に関するもの(火災共済保険)	○	
	②施設の管理に関するもの(施設賠償責任保険等)	○	○ 指定管理者において必要と認める場合
	③町貸与車両(公用車)に関するもの(自賠責、任意保険)		○
業務内容の変更	①町の事情によるもの	○	
	②指定管理者の事情によるもの		○
管理運営の中断	①不可抗力によるもの	○ ただし、町において必要と認められるときに限る	
	②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの	○	
	③サービスの提供に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの		○
	④関係法令の変更によるもの		原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。
	⑤施設(設備)の損傷によるもの		
	⑥管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
その他	①町の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○